

宮城県宮城野原公園総合運動場有料公園施設の減免基準

- 1 県立都市公園条例 第12条の2第6項「前項に規定するもののほか、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。」について、その基準を宮城県総合運動公園に準じ定めるもの。

公園名	有料公園施設	利用料金を免除する場合	利用料金の免除の割合
宮城野原公園 総合運動場	宮城テニスコート 宮城相撲場	一 国又は地方公共団体が主催して利用するとき。	三割
		二 県内の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)、中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)が児童又は生徒のために利用するとき。	五割
		三 中学校体育連盟及び高等学校体連盟が総合体育大会のために利用するとき。	五割
		四 県が主催してスポーツに関することに利用するとき。	十割
		五 県が国民スポーツ大会及び県民体育大会のために利用するとき。	十割
		六 国際競技大会及び国民スポーツ大会に参加する県内の選手の強化のため、責任者の監督の下に利用するとき。	十割

- 2 県立都市公園条例に規定するものの他、利用料金を免除するものは下記のとおりとする。  
(1) あらかじめ知事の承認を受けた基準(貸切利用)

	利用料金を免除する場合(アマチュアスポーツに利用する場合に限る。)	免除する割合
1	障害者団体が主催する事業及び大会で利用する場合(介護者を含む)	十割
2	国民体育大会強化指定選手の強化のため、当該指定選手が責任者の監督の下に利用するとき	五割